

【原産地証明書】商品名に使用できない文言・あいまいな表現にかかる誓約書

原産地証明書は、輸出する貨物の「原産国」を証明するもので、書類の発行者は商工会議所です。このため、原産国以外の商品情報（商品の性能、生産場所等）は、記載できる事項に一定のルールを設けています。（原産地証明書に記載できる事項は[ホームページ「原産地証明書の記載要領」](#)でよくご確認ください。）

証明書に記載できない内容があると判明した場合は、申請者に都度ご連絡を差し上げて発給可否を確認します。確認は当該申請にのみ適用するため、同じ商品の申請が続く場合、以後、毎回確認対象となります。内容によって発給が遅れたり申請そのものをお断りしたりする場合があります。確認には時間を要するため、ひいては発給全体の遅延発生原因となっています。

ついでに、確認が生じる恐れのある商品名について以下に例示するとともに、それでも申請しなくてはならない事情がある場合、**申請と同時に書面でご説明・ご誓約をいただく運用を下記のとおり開始します。**
円滑な発給のため、ご協力いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

発給をお断りする可能性のある「商品名」の例

- Cosmetics “Brand new eye cream”・・・「新商品」などグレードの意味は記載不可。
- Foodstuffs “your chocolate”・・・代名詞は記載不可。
- Rice “Brown rice 2024”・・・「生産年」の意味は記載不可。
- Foodstuffs “Hokkaido Cheese”・・・「北海道産」の意味は記載不可。
- Liquor “Orange Wine Whisky”・・・ワイン？ウイスキー？どちらか不明。

申請後の確認連絡を回避するには…



方法1：該当する文言を原産地証明書から削除する

- ・原産地証明書への記載が必須ではない場合は、該当部分を削除して記載ください。
- 例) インボイスの商品名：“Hokkaido Cheese” ⇒ 原産地証明書への記載：“Cheese”

NEW

方法2：原産地証明書の申請書類に「記載商品名に関する誓約」を添付し申請する

- ・申請と同時に商工会議所に理由を説明したい場合、「輸出商品名に関する誓約書」を、毎回、添付してご申請ください。書式や詳しい解説は、[当センターホームページ](#)をご確認ください。
- ・オンライン申請の場合、誓約書は『その他の典拠ファイル』欄にPDFで添付してください。
- ・審査で当誓約書の提出を求められた場合は、必ずご提出ください。

方法3：私製の原産地証明書を作成し、「サイン証明」として申請する

輸出者や製造業者の作成した私製の原産地証明書に対して、署名のみを認証する「サイン証明」として申請することが可能です。当センターWEBサイトで[私製の原産地証明書](#)の要件等を確認・作成の上、ご申請ください。オンライン申請の場合、サイン証明（その他）として申請できます。

以上